

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	平成28年12月6日（火）午前9時			
招集場所	蟹江町役場 3階 協議会室			
出席委員	委員長	松本正美	副委員長	安藤洋一
	委員	板倉浩幸	委員	飯田雅広
	委員	水野智見	委員	中村英子
	委員	奥田信宏		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	総務部長	江上文啓	総務部長兼 総務課長 安心安	伊藤啓二
	税務課長	鈴木孝治	民生部長	橋本浩之
	民生部 次長 兼 高齢介 護長	伊藤光彦	保険医療 課長	寺本章人
	議長	高阪康彦	議事局長	金山昭司
職務のため出席した者	書記	飯田和泉	主事	戸崎智信
付託事件	議案第63号 蟹江町税条例等の一部改正について 議案第64号 蟹江町国民健康保険税条例等の一部改正について			

○委員長 松本正美君

皆さん、おはようございます。

本日は、総務民生常任委員会を開催したところ、定刻までにご参集いただきまして、大変にありがとうございます。

本日、付託案件の審査終了後に、理事者退席後、所管の事務調査をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は2件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いいたします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 松本正美君

どうもありがとうございました。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、極めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただくよう、よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第63号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○総務部長 江上文啓君

補足説明はございません。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

○委員 中村英子君

ちょっと、なかなか理解しがたいというところもありますので、まず1点目が、このスイッチOTC薬、まずこれ、私がちょっと知らないだけなのかもしれない。ちょっとこのスイッチOTC薬というものは、何なんだか、特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除ということなので、これは多分、特定一般用医療品ということなのかもしれないんですけども、ちょっとこれについての説明をまずしていただきたいし、それから、特定一般用医療品というものは、どういうものが含まれて、どういう薬が対象なのかということが、ちょっとよくわからないものですから、すいません。

○税務課長 鈴木孝治君

すいません、スイッチOTC薬について、ご説明させていただきます。

まず、こちらの制度なんですけれども、今までは、次のところの参考というところで、現行の医療費控除というのが、今までの普通の控除です。所得の5%か10万円を超えた部分だけが所得控除される医療費控除であったんですけれども、今回は、逆に10万円が限度になっています。支払った医療費の薬の10万円までが限度になってきまして、1万2,000円を超えた部分を最大10万円までですから、控除されるのが最大が8万8,000円ということになってきます。今回のこの新しい制度は。

○委員 中村英子君

8万8,000円までが、今までは10万円を引いて、残りの医療費が例えば5万とか10万あったと、全体にその人が20万ぐらい医療費使って。そうすると、10万円引いた分の残りの10万とか15万は控除の対象になってきていたと思うんですけれども、今の説明ですと、限度がもう8万8,000円。その人が例えば、仮に30万かかろうが50万かかってようが、もうそれは控除の対象にならないよと。

○税務課長 鈴木孝治君

その場合は、今までの制度を使っていたら、どちらかを選択する。

○委員 中村英子君

従前のを選べると、選ぶと書いてありますよね。従前のものを選ぶもので、選択できると。選択制の控除になると。ああ、そうですか。

○税務課長 鈴木孝治君

このスイッチOTC薬控除なんですけれども、こちらの制度が使われる場合には、例えば特定健康診査、人間ドックですとか、予防接種ですとか、そういったものを行っているということが重点になります。そういった健康維持増進及び疾病の予防への取り組みというのが必要になってきますので、そういったことがまず条件としてありまして、OTC薬というのが一般の市販薬というふうに考えていただければいいんですけれども。薬局で買ってくる風邪薬ですとか、そういったものは大体認定されておりますので、今現在ですと、1,525種類、薬の種類と医薬品のメーカーの出している薬の種類としては1,500種類以上ありますので、ほとんどの薬は大体認定されております。

この制度ができました背景といたしましては、医療費が今、どんどん増大しているということで、セルフメディケーションという自主服薬を推進するということで、医療費をちょっと少なくするために、自分で管理していただくという趣旨がございます。これで医療費全体の抑制につなげていきたいという制度の思いが入っていると思いますので。

○総務部長 江上文啓君

ちょっと、補足説明をさせていただきます。

税務課長、非常にかたいものですから、説明もかたかったと思いますけれども、ちょっと

まず、スイッチOTC薬控除と現行医療費の控除という、先ほど、税務課長が申し上げたように2通りあります。

基本的に、10万を超えるような場合は、従来どおりの医療費控除を受けられたほうがいいと思うんですけども、ただ、医療費控除の場合は、お医者さんにかかった医療費も薬局で買った薬代も対象になりますよね。ところが、このスイッチOTC薬控除というのは、薬局で買った薬しか対象にならないんですよ。だから例えば、薬局で買った薬が何万円かありました。それに対して医療費がありました。ただし、足しても10万を超えなければ医療費控除は従来は受けられなかった。今回のスイッチOTCの場合は、薬局で買った薬だけで1万2,000円を超えれば、医療費控除じゃないですけども、スイッチOTC薬控除という控除の対象になるよというのが一番大きな違いになります。

そういうことです。ただし、限度額が8万8,000円となりますので、10万で1万2,000円引くと8万8,000円が限度ですというのがそういう考え方です。

あともう一つ、来年の1月1日からこれ対象になるんですけども、購入分の。一応マークが決まっています、離れていますからちょっと見えないかもわからないですけども、セルフメディケーションで控除対象という、こういうマークが薬につく予定をしておりますので、このマークがついている薬を買っていただければ、OTC薬控除の対象になると考えております。

先ほど申し上げた、千五百何品目ありますので、薬局に売っている薬はほぼ対象になると考えられる。ただ、こういったマークが当然なければだめですけどもね。

そういう考え方ですので、今回で、税改正で、来年の1月1日以降に購入された医薬品で対象になるものが、このスイッチOTC薬控除としては、医療費控除を受けていただく。

○委員 中村英子君

そうすると、私は一納税者という立場で、ちょっと人にも言わなきゃいけないので、そうすると、今の説明ですと、私が例えば医療費が、例えばですよ、20万円が1年間にあったと、それから市販のお薬も風邪薬だとか、それから張ってあるものは何か湿布もそうなのかどうなのか、ちょっとよくわかりませんが、湿布というのは買う人いるんですよ、意外と。そういうようなものとか、つける薬とか、いろいろな、とにかく市販品で、お医者さんに行かずして、市販品で買ったものは買ったものの合計として、まず出して、医療費は医療費で出しておいて、それで、その両方を確定申告のときに、どちらがその人にとって、税控除が大きくなるのかというところで、相談しながらどちらかを選択してやるという話になるんですかね。

大概だけれども、10万円の医療費というのは、普通の健康な人ではなかなかないので、ある人もいるかもしれないけれども、なかなかないんですよ、10万円、お医者さんに行つてというのは。そうすると、市販の薬を買ってきた場合に限っては、1万2,000円を超えたも

のに対しては、申請すればこの控除の対象になるので、お医者さんに行かずとも薬買ってやるという方法で。医療費が抑制、どういうふうなんですかね。目的は何かよくわかんないですけれども、煩雑になるという感じで。

○総務部長 江上文啓君

確かに、さっき税務課長が申し上げたように、健康管理だとかそういったことを目的にしているのも事実なんですけれども、これはあくまでも僕の説ですから、これが正しいかどうかかわからないですけれども、1万2,000円控除、つまり月額1,000円を引くということですね。一番問題になっていたのは、今、委員おっしゃったように、少額医療費の方、10万円までいかないような少額医療費の方というのは、全く控除を受けられなかった。5%がもっと低い方は別ですけれども、一定の所得のある人ですと、10万円以上ないと医療費控除を受けられなかった。ところが、今回については、先ほど申し上げた1万2,000円控除するだけですから、ただし薬局で買ってきた医薬品だけという限定はあるんですけれども、それを越えることによって、いわゆる従来でいう医療費控除のような控除が受けられますよという制度だと私は思います。

要は少額の医薬品の薬しか買っていない方でも対象になりますよというふうに考えていただければ一番はよろしいかと。ただ文に書いてませんので、あくまでも僕の説ですが、違いかもわからないですけれども、考え方はそういう考えだと僕は思っております。

よろしいでしょうか。

○委員長 松本正美君

中村委員、よろしいですか。

○委員 中村英子君

いやいや、それで、さらに聞くのが、制度としてそうなんですけれども、今、その種類が多く、何種類も、マークが張ってあるという話になったんですけれども、今、すごく健康食品というものが盛んでというか、流通しているというか、そういうものも結構あるんですよ。いろんなもの、本当に物すごくたくさんある。健康に関する特保みたいなものね。特定健康、特定何とかかんとかという特保みたいなものだとか、物すごくあって、しかもそれは高いんだよね。1カ月例えば5,000円ぐらいで、1年飲むとか、そういう感じのセサミンとか、何とかとって、すごくそういうようなものがあるんですけれども、これはもうみんな健康増進のためにやっているのかもしれないですけれども、こういうものは恐らくマークは張られてないし、対象にはなってないですかね。この品目の中にはないんですかね。あくまで、治すと。

○総務部長 江上文啓君

ちょっと、かたい話をさせていただきます。

スイッチOTC薬とは、要指導薬品及び一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品。

○委員 中村英子君

つまり、治すということ。

○総務部長 江上文啓君

そうです。

OTCと申し上げるのは、オーバーザカウンター、要は、カウンター越しの略で、薬局のカウンター越しに売られる薬、市販薬のことを指しています。医療薬から市販薬にスイッチされたということから、スイッチOTCと言いますということを書いてございますので、これから申し上げますと、今、委員がおっしゃったように、サプリというのは恐らく医薬品にはならないと思いますので、控除対象ならないと考えていただければいいと思います。

○委員長 松本正美君

そのほか、ございますか。

○委員 板倉浩幸君

今、中村委員が聞いてくれたんですけれども、多分、さっき、江上部長が言ったとおりに、今まで受けられなかったものが、受けられる形になる。そうしたら年間1万2,000円というのもなくしてもいいと思いますけれども、それはさておいて、今、薬を薬局で買って、その薬にマークがつくと言ったんですけれども、この医療費控除を受けるのに、添付書類をつけるのは、箱をつけるわけじゃないと思うんですけれども、レシートに何かつくとかそういう、領収書等に、どういう仕組みになって。

○税務課長 鈴木孝治君

レシートに薬品名が載るとしますので、それで大丈夫だと思います。

○委員 板倉浩幸君

レシートに薬の名前。そういうことなの。

そうすると、今までとは別に変わりがない。その領収書またはレシートをつける。

○税務課長 鈴木孝治君

その薬の一覧表は、厚生労働省のホームページで公開されておりますので、確認いただければと思います。

○委員 板倉浩幸君

どんな薬が対象になるかというのは、みんな。

○委員 中村英子君

今の話で、お医者さんに行って、領収書をもらったときは、何々様、個人名で出てますよね、領収書は全部。お医者さんですよ。お医者さんの処方でかった場合は全部名前が入っていますよね。だから、確定申告のときは、その名前なんですけれども、今の領収書ということは、名前というのは入ってこないですよ。これを使ったということは、ということは、世帯単位でどういうふうにそれ扱うんですかね。

○税務課長 鈴木孝治君

今までの医療費控除は、世帯単位でまとめてもらえればいいと思います。そうすれば効率よく申告できますので、名前のない薬局のレシートで薬品名が確認できましたら、それも、今までも控除できておりますので。

○委員 中村英子君

でも、世帯はその世帯の人ということがわかるけれども、単なる領収書というものは、記名がないわけだから、どういうふうに。

○税務課長 鈴木孝治君

日付と薬品名で確認をさせていただいておりますので、まさか他人のを持ってくるとは想定してないから。

○委員 中村英子君

そんなことはないと思うけれども、一応、その扱いがきちんとこれは何々様だから、世帯単位でも、その世帯の何々様ですけれども、今度、何々様ないわけだから、どうなるのかなと。いや、そういうことやる人はいないと思うけれども、制度として、それはどうなるのかなと思っただけで。

○委員 安藤洋一君

何か、そういう手引書というのは、簡単にこうなったようなのがあれば、各議員に配っていただけると、ちょっとわかりにくいんで。

○委員長 松本正美君

今、副委員長のほうから資料を、わかりやすいのを出していただきたいと思います。そのほかございますでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと、また、第48条のほうなんですけれども、その追徴すべき不足税額または納付すべき税額について、延滞金の計算期間から、一定の期間を控除して計算することとあるんですけれども、一定の期間というのはどのような期間なんですかね。

○税務課長 鈴木孝治君

こちら、まず経緯を申し上げますと、最高裁判決のほうで、平成26年12月12日に最高裁判決があったんですけれども、国税のほうでそういった事例がありました。一旦申告をして、その後、減額の更正をして、またさらに、増額の更正があったという事例がありまして、延滞金の計算が、一番最初のときはもう既に納めてある。減額されてまた、増額されると、また新たな納期限が設定されるわけですけれども、新たな納期限が設定された場合、増額分につきましては、新たな納期限から計算するという当たり前のことなんですけれども、要は、控除する期間というのは、最初の納期限から次の新たな納期限までの期間を控除するという意味でございます。なので、一番最初に申告したときの納期限がありますけれども、増額に

なったときに、増額部分についての納期限がございます。増額部分の納期限と最初の納期限の間の期間ですね、その間の期間は、延滞金の計算に含めないという意味で。

○委員 板倉浩幸君

ああ、あれ、今までそうじゃなかった。

○税務課長 鈴木孝治君

住民税とかは随時課税をしますので、新たな納期限が設定されますが、今までと別にそんなに変わらないと思いますけれども、国税でこういう事例があったということで、国税の税制改正に伴って、こちらのほうも改正されたという、明らかにされたという感じでございます。

○委員長 松本正美君

板倉委員、いいですか。

○委員 板倉浩幸君

いいです。

○委員長 松本正美君

そのほか。

○委員 中村英子君

このスイッチの話ですけれども、これが期間が限定になってますよね。29年1月1日から33年ということ、期間限定の控除の取り扱いに現在なっていますよね。一定期間だけ、つまりこの期間、平成30年から34年の町民税に適用されるだもんだから、今のこの条文だと、このスイッチ何やらは期間限定ですよ。これは、国の決めることだもんだから、何とも自治体というのはどうこう言えませんが、この間だけやって、またやらないのか、ずっとやるのか、ややこしい。何でこういうことを。これ延長される可能性があるものなのかどうか知りませんが、何なんですかね。何なんですかと言ってもいいんですが、期間限定ということですよ、現時点では。また、国の言うことを待ってだわね。次はどうなるかわからん。どうぞどうぞ、総務部長、一気に言ってください。

○総務部長 江上文啓君

すいません。私のあくまでも意見ですので、これが正しいかどうかわかりませんが、どこにも書いてございません。確かに、今委員がおっしゃったように、29年1月1日から33年12月31日までということは、5年間といういわゆる期間限定の控除であることは事実でございます。恐らくこの5年間に定められたというのは、お試し期間というか、5年間の状況を見て、また延長もしくはやめられる場合があると、そういうための5年間だと私は解釈しています。

以上でございます。

○委員 中村英子君

総務部長や職員に言ってもしょうがないけれども、高齢者なんかは、今度はこういうやり方ですよ、次はこういうやり方ですよと、薬を買ったり、医者行くのは高齢者が多いので、どういう考え、国の考えていることはよくわからないので、それはそれでした。

次の質問まだあります。

わがまち特例ということなんですけれども、このわがまち特例ということですよ、これもまたややこしい特例なんですけど、ここで、蟹江町がわがまち特例ということで、今この項目が上がっているんですけれども、わがまち特例の範疇にある税というのは、国のほうでもいろんな検討がされていたと思うんですが、例えば、一般の固定資産税だとか、何かちょっと税の範囲ですよ、わがまち特例の対象となる税の範囲というのはちょっとよくわからないんですけれども、どういうものがわがまち特例の税の対象に今なってますでしょうか。

○税務課長 鈴木孝治君

わがまち特例につきましては、固定資産税が対象になっています。

○委員 中村英子君

そうですね。固定ですよ。固定資産税ですよ。この固定資産税だもんですから、これは個人の固定資産税とかいうことも対象にはなるんですか。

○税務課長 鈴木孝治君

個人でも法人でもございます。

○委員 中村英子君

個人、法人、これはちょっと具体的に、よくわからないんですけれども、個人でも法人でも固定資産税については、わがまち特例というものは適用しようと思えば適用できると、今、蟹江町はしていないんですけれども。これしか、この設備、今ここの項目に上がっているものしかないということなんですけれども、個人の家庭の固定資産税も対象になるんですか、やろうと思えば。

○税務課長 鈴木孝治君

実際に適用されると思われるのは、太陽光発電ぐらいだとは思いますが。

○委員 中村英子君

どうしてか。

○税務課長 鈴木孝治君

個人で風力とか、水力は余り聞かないですが、現実的に。

○委員 中村英子君

わがまち特例というのは、発電だとか、風力だとか、そういうエネルギーに関するものだけにかかわる固定資産税についてだけ、対象になるんですか。

○税務課長 鈴木孝治君

今回、上げさせていただいている中では、太陽光発電からバイオマスまでが再生可能エネ

ルギーということで、規定されておるんですけども、こちらにつきましては、今年度までは、わがまち特例ではなくて、別の法律上で特例がございました。

29年度からは、地域限定型ということで、わがまち特例ということで、規定するということになりました。特例としては、太陽光発電からバイオマス発電も今までもございます。

○委員 中村英子君

そうですね。

○税務課長 鈴木孝治君

ただ、蟹江町で適用事例がありますのは、この中では太陽光発電だけでございます。

平成28年度は、この特例が使われているのは17件ございまして、特例で軽減された金額は、約175万円軽減されております。

○委員 中村英子君

申しわけないけれども、よくわからないんだよね。いろいろ資料を取り寄せてみたけれども、これもちょっとよくわからなくて。

○総務部長 江上文啓君

すいません。きょうはちょっと、かたい話を説明させていただきます。

わがまち特例とは、地域限定型地方税制特例措置の通称でございます。平成24年度税制改正により、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を市町村が判断し、条例で決定できる仕組みです。

簡単に申し上げますと、国のほうで、こういった償却資産については、例えば3分の1なら3分の1減額して、何年間償却資産の特例がありますよという特例があったんですね。わがまち特例の一番の違いというのは、各市町村ごとで、特例の範囲内であれば変えることができる。例えば、国のほうが3分の1控除と言っていたら、じゃあ、蟹江町は2分の1控除にしますわということも可能になったものが、わがまち特例だと考えていただければと。

よろしいでしょうか。そういうものがわがまち特例。それで、今回は、先ほど税務課長申し上げたように、7項から18項までを追加させていただいたという中で、特に10項の太陽光発電設備というのは、もともと、これは国のほうで、償却資産の特例はあったんです。これは従来は当初の3年度分の価格の3分の2とする特例が講じられていました。それが今回、わがまち特例を導入した上で、2年延長されました。つまり、先ほど申し上げたように、わがまち特例ですから、蟹江町のほうで税率というか、軽減特例率を変えることはできるんですけども、蟹江町としては標準的な3分の2を採用し、3年間軽減しますよ。ただし、この取得期間は2年延長ですから、28年度と29年度の2年間に限り、3年度分の3分の2を減額しますよという特例にしたという、これがわがまち特例だと考えていただいて、よろしくをお願いします。

あと、先ほど申し上げたように風力発電だとか、水力発電だとか、地熱だとか、バイオマ

スだとかと、いろいろ項目があるんですけども、現実には蟹江町の一般住民の方がこういった発電設備をされるというのはちょっと考えにくいと思いますので、恐らく、太陽光発電ぐらいただろうと、ひょっとしたらどこかでやられるかもわからないですけども。

○委員 中村英子君

そうそうそう、だからこれを決めたからって、具体的に何がどう変わるのかしら。

太陽光発電をやっているところはあるかもしれないけれども、ほかはないですから。

○総務部長 江上文啓君

そうですね。今のところはないですね。

ただ、これは発電設備だけではなくて、例えば、第7項の津波対策の用に供する償却資産というのがあるんですね。これも具体的な対象資産としては、防潮堤、護岸、胸壁、津波避難施設となっておりますので、これを一般の個人の方が取得して云々ということは、ちょっとないとは思われます。ただ、そういうのもわがまち特例の対象になったということでございます。

例えば、15番、18番もそうなんですけれども、管理協定に係る備蓄倉庫だとか、認定誘導事業者が取得した公共施設等とありますので、こういったものもわがまち特例の対象にはなったんですけども、ただじゃあ、一般の住民の方がこういった償却資産を取得されて、認定されるかということ、余りちょっと考えづらいのかなとは思っています。

○委員 中村英子君

そうですね。

○委員長 松本正美君

中村委員、よろしいですか。

○委員 中村英子君

ちょっと、よろしいような、よろしくないような。

○委員 奥田信宏君

18項の今の認定誘導事業者。この範囲内というのはどの範囲に入るんですか。

認定誘導事業者が取得した公共施設等というのは、どういう範囲の話だったっけ。

○税務課長 鈴木孝治君

まず、結論から申し上げますと、今、蟹江町でいいますと、今のところまだ認定される可能性はまだないんですけども、と言いますのは、認定誘導事業者といいますのは、土地再生特別措置法に基づく、都市機能誘導区域内に誘導する非医療施設、福祉施設等の整備計画の認定を受けた民間事業者ということでございますけれども、この都市機能誘導区域というのがまだ蟹江町にはございませんので、将来的にこういった都市機能誘導区域というのが認定された場合にこういった施設ができる可能性があるということで、条例上だけは規定していくという感じなんです。

具体的な施設というのは、公園とか広場とか緑化施設、通路というものになりますけれども、そういったものが、もしこういう区域ができたときに、そういった施設ができれば5分の4に軽減されるという形になります。

以上になります。

○委員 奥田信宏君

もう一つ、第7項の津波対策の用に供する償却資産が、これ2分の1ですよ。これは例えばの話、今、水が入らないような施設をやり始めてみるところはあるんですよ。工場の中なんか。要するに、水害を直接、中の工作機械を高いものを使ってみえるところだと。そうすると、そういうのは対象になるのかなと思って。

○税務課長 鈴木孝治君

そちらにつきましても、まだこちらも地域的に蟹江町で認定される可能性はないとは思いますが、将来的にどうなるかちょっとわかりませんので、町の条例上は規定していくという形です。

○委員 奥田信宏君

なぜ、対象にならないの。

○税務課長 鈴木孝治君

今回、具体的に示されているのは、先ほど、総務部長からの説明がございましたが、防潮堤ですとか、護岸ですとかそういった施設になってきますので、一企業のその自分のところだけ囲むとかそういうのは恐らく対象にはなっていないと思われま。

○委員 奥田信宏君

もともと、説明を聞いたのは、堤防ですとかそういうところは民間がやることはないですよ、普通は、常識的に考えて。そうすると例えばの話、これが第7項で出てきているのは、民間のそういうところについては、2分の1控除は特例率があるんでないかなというふうには思ったんですが、わからなければ、安心安全課の範囲かなと思ってみたり、どうなんですかね。

要するに、津波の、ここに来ますよと言われているところの範囲は、蟹江も入ってますよね。

○委員 中村英子君

個人のことじゃないんだから、公共の計画に基づく施設。

○委員 奥田信宏君

違う。そうだったら、もともと公共の建物はもともと減額なりやれちゃう。わがまちで、今まで定文に固定資産税書いてあるってあんまりないですよ。だから、意味違うんじゃないかと思って聞いたんですが、違いますか、私の解釈。

○税務課長 鈴木孝治君

これにつきましても、まだ、蟹江町としては、地区的に認定されていない。

○副町長 河瀬広幸君

我が蟹江町は、津波地域に指定されていると今発言が出ました。それは飛島、弥富はされていますけれども、うちはされていませんので、この税の要件回答に、その地域に指定されなきゃ、民間の方もやっても対象にならないという話があるといけませんので、それは確認させてほしいという意味で発言させてもらいました。

今、奥田さん言われるように、これは防波堤というのは公共ですよ。一般の、奥田さんおっしゃった、例えば事業のあれを守るために、津波の壁をつくるだとか、そういうような対象にないかとおっしゃってますので、それは多分、津波避難地域に指定されるんでないと、税控除の対象にならないという考え方なので、それは改めてちょっと確認させてもらって、報告させていただくということでご理解いただきたいと思います。

○委員 中村英子君

それで、ちょっとよくわからないところもあるんですけども、この対象がよそのわがまち特例というの中身を見てみますと、雨水貯留浸透施設というのがあるんですよ。雨水貯留浸透施設、よそのわがまち特例に上げられている項目に、雨水貯留浸透施設とかというのがあるんですよ。それから、これもまた、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、市長の許可を要するというふうに書いてあるから、これもまた別に個人がかかわることではないのかなと思うんですけども、今言いたいことは、また別にちょっとわがまち特例をできるものがあるって、これだけをここで抜粋しているということなんですけれども、もう一つあるのは、賃貸住宅、サービスつき高齢者向け住宅である貸家住宅とかというのがあるんですけども、サービスつき向け高齢者が高齢者の居住の安定確保を目的として、バリアフリー構造等を有して介護、医療と連携して、高齢者を支援するサービスを提供する住宅を言いますというふうに書いてあるんですけども、このサービスつき高齢者向け住宅というようなものも、これの対象になるということがよその町で、市のところに上がってきているんですが、これはあれですか、蟹江町の場合は、もしかしたら対象になるものがあるのかもしれませんが、こういうものはどうなるんですか。

○税務課長 鈴木孝治君

雨水貯留浸透施設は現在、条例に規定がされております。

あと、サービスつき高齢者向け住宅というものも、町条例のほうには規定はされております。

○委員 中村英子君

おりますか、既に。すいません。

○税務課長 鈴木孝治君

一応、準則になるものは全部載せてあります。

○委員 中村英子君

わかりました。

それで、サービスつき高齢者向け住宅というようなことはどうなんですかね。これはどういうものが対象かというのを調べなきゃいけないんですけども。

こういうのは、こっちを見てみると、追加かどうかということは、ここからちょっとわからなかったもので、じゃあ、これは既に上げられているということですね。それで、実際にこれは適用されておるといことですよ。

○税務課長 鈴木孝治君

規定はされております。

○委員 中村英子君

そうですか。すいません、わかりました。

○委員長 松本正美君

じゃあ、他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第63号「蟹江町税条例等の一部改正について」は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第64号「蟹江町国民健康保険税条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますでしょうか。

○民生部長 橋本浩之君

補足説明はございません。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長 松本正美君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございますでしょうか。

○委員 板倉浩幸君

附則の第10項で、町民税で分離課税される特例適用利子等の額とあとあるんですけども、その追加ということなんだろうけれども、分離課税自体、譲渡所得だと思われるんですけども、株式、土地、配当とかいろいろあって、それら、今までだと所得に含まれてなかったということによかったでしょうか。

○保険医療課長 寺本章人君

すいません。今の質問に答えさせていただきます。

今回、追加になったものは、所得税法の改正に伴って、いわゆる地域名を挙げますと、台湾なんですけれども、租税条約を結んでなかったところです。ただ、実は台湾と租税条約に相当する枠組みを日台租税取決めというのを作成しました。それに基づいて、台湾の投資事業組合等で発生する配当、利子というのが今回、分離課税の対象となって、それが所得税で課税されることになりました。今回はその部分の追加になります。

あと、実は先ほど、議員がおっしゃられましたものなんですけれども、実際には同じ時期で、平成29年1月1日から租税条約を結んでいる国との間で起きる、いわゆる利子、配当等も所得税の対象になってきますので、所得税の対象となったものが住民税の対象となります。住民税は国民健康保険税の課税の基礎となりますので、そちらのほうの改正でございます。

○委員 板倉浩幸君

台湾というのが、何かすいません。よく今の説明がわからないんですけれども。

○委員長 松本正美君

保険医療課長、もう少しちょっとわかりやすく。

○保険医療課長 寺本章人君

まず、日本と台湾との間で、租税条約に相当する枠組みを構築するために、公益財団法人交流協会、これが日本側です。台湾側の亜東関係協会との間で民間取り決めとして、日台租税取決めが作成されました。これが2015年11月26日に署名がされたのですが、こちらの取り決めについては、いわゆるこの国内における法的拘束力がございません。その上、租税条約等の実施特例法、こちらのほうにも適用されないため、日本国内における法的な整備を行ったのが、所得税法の改正でございます、もともとが。所得税法の改正に伴って、それに所得税が発生すれば、当然住民税、それから国民健康保険税のほうにも反映されますので、そちらのほうの改正でございます。

○委員 板倉浩幸君

そうすると、特例適用利子というのが、今の段階だと日本と台湾との間のということなんですか。ほかの国はよかった、今までも。

○保険医療課長 寺本章人君

ほかの国は、条例適用というのが平成29年1月1日から適用されるのですが、今回の議案の7ページを見ていただきますと、繰り下げになった部分ございますよね。繰り下げになった附則がございます。12項、13項ですね。これが条約適用利子、これが租税条約を結んでいるところの関係になります。

今回の一部改正については、いわゆるこの日台租税取決めの部分を追加したものというふうにご理解いただきますとありがたいです。

○委員長 松本正美君

すいません、保険医療課長。もうちょっと具体的にわかりやすく。

○委員 板倉浩幸君

聞いたのがまずかったのか、よくわからん。余計わからんくなっちゃった。

○保険医療課長 寺本章人君

ほかのところは29年1月1日からもう既に条例改正のほうはしております。ただ、適用されるのが29年1月1日からになりますので、現段階ではまだ適用されていないということに。

○委員 板倉浩幸君

今まで適用外だったのを、台湾もつけ加えて、29年から追加されるということの理解でよろしいですか。

○保険医療課長 寺本章人君

そうです、すみません。

○委員 板倉浩幸君

何かよくわからん。

○委員長 松本正美君

民生部長、何かありますか。

○委員 板倉浩幸君

もうちょっと誰かわかる。

○民生部長 橋本浩之君

今、保険医療課長のほうから説明したとおりなんですけれども、今までですと、2国間において租税条約というのを結んでおります。中国でも国交がございますので、租税条約というのを結んでおりまして、中国からこちらに見えたときに、こちらで課税して、さらに本国でも課税するという事はしないよという条約を結んでおります。

今回、台湾につきましては、今までそういうお話はなくて、民間の中でやっておった、課税がされてなかった部分がございますので、それを補足するような形で今回、特例適用利子等の条文を設けまして、地方税法の改正をいたしまして、課税をするような形になりました。

○委員 板倉浩幸君

普通ではそんなには関係ない。

法人の。

○民生部長 橋本浩之君

具体的に申し上げますと、シャープの関係。

○委員 板倉浩幸君

言っちゃっていいの。

○民生部長 橋本浩之君

それだけではないんですけれども。

○委員長 松本正美君

いいですか。そのほかございますか。

(なしの声あり)

○委員長 松本正美君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第64号「蟹江町国民健康保険税条例等の一部改正について」は原案のとおり決するものにいたします。

以上で、本日付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任をお願いいたします。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前9時50分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 松本正美